

## 第3回口頭弁論（奈良 NHK 裁判大阪高裁控訴審）報告

2021年11月10日

標記裁判が、10月19日（火）14時から14時25分、大阪高裁202号大法廷で行われました。

1. 控訴人訴訟代理人・白井啓太郎弁護士が、西土彰一郎教授（成城大学）の論文「国民の知る権利と番組編集基準をめぐる憲法訴訟」に基づいて主張の補充の意見陳述をしました。

補充の要点は

- (1) 「放送法4条1項各号に定める放送内容に関する義務について、個々の受信契約者に対して具体的な権利性を認めると、NHKの番組編集の自由の制約となる」という原判決に対し、「番組編集準則違反が問題になる場合、原告らの個人的価値観ではなく、通常判断能力を持つ国民一般の理解や価値観、期待を基準とすべきであり、この基準によれば、NHKの放送番組編集の自由を著しく制約することにはならない」と反論・主張しました。
- (2) 「NHKに番組編集の自由が認められるのは、視聴者・国民の知る権利を満たし、健全な民主主義の発達に寄与するという放送法の目的実現のためであるから、放送法はこの目的のためにNHKの番組編集の自由が一定程度制約されることを当然に予定している。」と主張しました。  
（詳細は添付する「控訴人準備書面（2）」を参照）

2. 今後の進行協議が行われました。

- (1) 控訴人らは田島泰彦教授（憲法、メディア法、早稲田大学非常勤講師）の意見書提出を予定している。裁判所は、それを確認の上、口頭弁論を開くよう要請した結果、第4回口頭弁論が12月7日（火）10時30分～に開かれることが決まりました。
- (2) 第2回口頭弁論時に要請していた証人尋問（醍醐 聡さん、長井 暁さん）については、裁判官から言及はありませんでした。
- (3) 裁判官に当訴訟の意義をアッピールするために、放送レポート293号（シンポジウム「NHKに公共放送の役割を果たさせるために」の記録記事掲載）4部を裁判所に提出しました。

3. 補足事項

- (1) 傍聴者は、衆議院議員選挙公示日と重なる中26名の参加がありました。  
愛知、滋賀、大阪、兵庫からも来ていただきました。
- (2) 裁判終了後、大阪弁護士会館にて報告集会を開催しました。  
裁判報告・交流集会の記録を別紙に示します。